

## 各職種における待機期間中の業務従事継続の要件及び留意事項について

### (1)医療従事者

医療従事者については、陽性者との接触日を 0 日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

#### 【要件】

ア 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。

イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

#### 【留意事項】

ア 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 基本的な感染対策を継続すること。

ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 管理者は、当該濃厚接触者のみならず周囲の医療従事者及び患者の健康観察を行うこと。

カ 検査期間は最終曝露日から14日間であること。(オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から3日間、なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を求めること。)

#### 【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

### (2)介護従事者

介護従事者については、陽性者との接触日を 0 日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを 3 回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

#### 【要件】

ア 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。

イ 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。

ウ 新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種を実施済みで、3 回目接種後 14 日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために 3 回目接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後 14 日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可)により検査を行い、陰性が確認されていること。

オ 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

カ 保健所等により、以下を施設として実施する体制が確認されていること。

- ・ 当該介護従事者の健康状態(無症状であること等)の確認
- ・ 当該介護従事者に係る適正な検査(検体採取・結果判定、検査キットの確保等)
- ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策(防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等)

#### 【留意事項】

ア 感染した場合にリスクが高い入所者に対する介護に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 当該介護従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること(マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底)。

ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 当該高齢者施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者及び担当する入所者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介する新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

カ 検査期間は最終曝露日(陽性者との接触等)から3日間に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を求めること。

#### 【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のため

の検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できていることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

### (3)障害者支援施設等の従事者

障害者支援施設等の従事者については、陽性者との接触日を 0 日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを 3 回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

#### 【要件】

ア 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者であること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
- ・従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所

イ 他の従事者による代替が困難な従事者であること。

ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3 回目接種後 14 日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後 14 日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可)により検査を行い、陰性が確認されていること。

オ 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

カ 保健所等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。

- ・当該従事者の健康状態(無症状であること等)の確認
- ・当該従事者に係る適正な検査(検体採取・結果判定、検査キットの確保等)
- ・施設内の感染拡大を防ぐための対策(防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等)

(※)障害児通所支援事業所についてはアからオまでの要件を満たすことで、本取扱を行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

#### 【留意事項】

ア 高齢の障害者や基礎疾患を有する障害児者等、感染した場合にリスクが高い入所者・利用者に対する支援に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続するこ

と(マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底)。

ウ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 当該障害者支援施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び担当する入所者等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

カ 当該障害者支援施設等において新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種を実施していない場合は、速やかにその実施に向けて協力医療機関や市町村と連絡調整を行うこと。

キ 検査期間は、最終曝露日(陽性者との接触等)から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日目を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

#### 【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できるとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

#### (4)保育所等の職員

保育所等の職員については、陽性者との接触日を 0 日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを 3 回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

#### 【要件】

ア 他の職員による代替が困難な職員であること。

イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3 回目接種後 14 日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後 14 日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い、陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等(以下「施設長等」という。)の管理者が了解していること。

#### 【留意事項】

ア 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用や手洗い等により手指を清潔に保つことなどの徹底）。

イ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

ウ 当該保育所等の施設長等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する職員及び利用児童等の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介した新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

エ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

#### 【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。